

## 久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和5年4月5日(水)午後1時35分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

3番	久	乗	清	和
4番	上	田	幸	子
5番	上	田	隆	健
6番	中	村	日	出 美
7番	田	中	壽	嗣
8番	内	田	裕	夫
9番	石	塚	義	博
10番	辻	村	忠	雄
11番	南		和	弘
12番	芳	川	清	志
13番	林		勉	
14番	森		一	博
16番	神	原	均	
17番	内	田	孝	司
18番	川	嶋	久	治
19番	吉	田	武	
20番	林		吉	一

4. 欠席委員

1番	村	田	正	己
2番	山	口	吉	広
15番	井	上	文	彦

5. 会議録署名委員      9番 石 塚 義 博  
                                 10番 辻 村 忠 雄

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	籾 内 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	三 宅 七 聖

7. 議 事

議案第1号	久御山町農業委員会が管理する個人情報保護に関する規定廃止について
議案第2号	令和5年度久御山町農業委員会最適化活動の目標の設定等について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可)
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定)
報告第1号	農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について(5条届出)

8. 会議の経過

(事務局長)

それではこれから、令和5年第4回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ない配慮をよろしくお願いいたします。

なお、本日は農業委員の村田委員、山口委員、最適化推進委員の井上委員から欠席届をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員14名中12名、農地利用最適化推進委員6名中5名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、さる3月27日に実施いたしました、現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略といたします。

3番 久乗委員

5番 上田隆健委員

7番 田中会長

19番 吉田委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号 久御山町農業委員会が管理する個人情報  
の保護に関する規程廃止について

議案第2号 令和5年度久御山町農業委員会最適化活  
動の目標の設定等について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に  
ついて (3条許可) 3件

(会長)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項  
の決定について（利用権設定） 30件  
報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による  
転用届出について（5条届出） 1件

それでは、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名をいたします。9番の石塚委員、10番の辻村委員、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、議案第1号から始めます。議案第1号久御山町農業委員会が管理する個人情報保護に関する規程廃止についてを議題とします。まず事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号久御山町農業委員会が管理する個人情報保護に関する規程の廃止について、ご説明させていただきます。机の上にお配りさせてもらってます資料Aをご覧ください。1枚めくっていただいて、1ページ左側の「見直し前」のように、これまでは情報保護制度は、国や地方公共団体、民間事業者ごとに個人情報保護法や個人情報保護条例といった複数の法制度が縦割りで存在していました。

昨今、データの利活用の支障となる事例が各所で顕在化しつつあり、現行法制に起因する規制の不均衡や不等号を是正する必要が生じました。

また、デジタル庁が国や地方のデジタル業務の改革を実施していくため、官民のデータ流通を適正に規律する一元的な監視監督体制の確立が求められるようになりました。

そのため、令和3年5月に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が制定され、同法の第50条及び第51条の規程により、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」の改正が行われました。

この改正により、1ページ右側の「見直し後」のとおり、国や地方公共団体、民間事業者等において、これまで別々の法律や条例により運用されてきた個人情報の取扱いが同一の法の

(事務局)

規律により取り扱われることとなり、国の機関である個人情報保護委員会が全体を所管することになりました。

そのあとの2ページ以降に新たな条例、久御山町個人情報の保護に関する法律施行条例を添付させていただいております。

第2条第2項の下線部分を見ていただきたいのですが、ここに農業委員会も含まれており、今後はこの条例に基づいていくこととなります。

つきましては、それに伴い、議案第1号のとおり久御山町農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程を廃止します。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第1号の説明が事務局からありました。この件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。包括的な取り組みとなってくるわけですが、よろしゅうございますか。

特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。この案件は農業委員さんだけでなく、農業委員、それから推進委員さん、すべての委員さんに挙手をお願いいたします。

それでは、議案第1号のとおり規程を廃止することに、可とすることに賛成の農業委員さんと推進委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第1号のとおり規程を廃止することとします。

続きまして、議案第2号令和5年度久御山町農業委員会最適化活動の目標の設定等についてを議題とします。事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第2号久御山町農業委員会最適化活動の目標の設定等について、ご説明させていただきます。

(事務局)

続いて資料Bって書かさせてもらってる資料をご覧ください。1ページが、提案理由に記載しています農林水産省経営局長通知になります。農業委員法第6条第2項の規定により、農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされており、第7条第1項の指針を定め、推進の状況や事務の実施状況を公表しなければならず、農業委員会は最適化活動の目標を設定し、公表することが重要であると記載されています。これに基づき、議案第2号のとおり令和5年度の目標を作成させていただきました。資料のほうの2ページ以降に令和4年度の目標を、1年前ですね、1年前の目標を添付させていただきましたので、そちらのほうも参考に見ていただけたらと思います。

議案書のほうでお伝えさせていただくのですが、議案書4ページの体制や概要、議案書5ページから6ページ上にかかる成果目標につきましては、令和4年度の実績を踏まえて作成し、基本となる活動日数であったり、回数等に関しては変更しておりません。

ただ、議案書6ページ一番下の(3)新規参入相談会への参加目標ですが、令和4年度は他市町村の取り組みを情報収集するとしていましたが、令和5年度は新たな目標を設定させていただきました。議案書にも記載させていただいてますが、京都府山城北農業改良普及センターで毎月第3木曜日に事前予約制で山城地域の就農相談会をされておられます。基本的に新規参入相談も役場の窓口に来られることが多いのですが、その相談会に本町での就農相談があった場合、その地区の委員さんであったり推進委員さんであったりにご出席していただいて、相談状況を確認してアドバイス等をしていただけたらと考えています。

つきましては、議案第2号のとおり令和5年度の最適化活動の目標を設定したいと考えております。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第2号の説明が事務局からありましたけれども、この件につきまして、何かご意見ご質問等

(会長) あれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、●●委員。

(●●委員) 質問なんですけれども、5ページの下にある②目標があるんですけども、この緑区分とか黄区分っていうのは、何のことなんですか。

(事務局) 遊休農地の解消ができる度合いと言いますか、うちは緑区分でしか遊休農地っていうのはないんですけど、重機が必要となるかどうかであったりの区分になってくるんです。ですし、うちの遊休農地が今記載させてもらっていると通りの面積であるんですけど、たとえば大型重機を入れて、大きく対応しなければならぬっていうほどの農地ではないので、黄色区分ではないっていうふうな形ですね。度合いの区分になります。

(●●委員) わかりましたけどね、この目標設定っていうのは農業委員会が共有するもんなんです、共有、中身をね。僕だけやったらわかりますけど、皆さんこのことご存知なのかなと思ひまして。去年も当然同じようにあがってますけれどもね。少し説明つけるなりして、わけがわかるようにしてもらったほうがいいかなと思ひます。

(事務局) 今ご指摘いただきましたとおり、今後そういった区分であったりとか、ちょっとご説明のほうつけさせて対応させていただきます。

(会長) ●●委員、よろしいですか。

事務局のほうこれからそのへんについて留意していくということでございますので、よろしく願いをいたします。

(会長)

それではそのほか、何かございませんか、よろしいですか。特にそのほか、ご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。この案件は農業委員さんだけではなく、農業委員さん、また、推進委員さんすべての委員さんに挙手をお願いをするものです。議案第2号のとおり目標を設定することに、可とすることに賛成の農業委員さんと推進委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第2号のとおり目標を設定することといたします。

続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員から、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号7から受付番号9の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題のないものと思われれます。以上です。

(会長)

それでは、議案第3号受付番号7と受付番号8の案件は、譲受人が同じ方ですのでまとめて審議をします。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号7について、議案書7ページをご覧ください。

続きまして、議案第3号受付番号8について、議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。どちらも、同一経営体内での農地の持ち分などを整理するために、無償で贈与される案件になりま



(事務局)

す。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書9ページをご覧ください。以前よりお知らせしていますが、令和5年4月1日より農地法の改正で下限面積要件が廃止されましたので、調書の判断理由の欄から下限面積については除いております。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページ、2ページ、3ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号7と受付番号8、この2件につきまして、何かご意見ご質問等はございますか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号7と受付番号8を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をします。

続きまして、議案第3号受付番号9の案件につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号9の案件について、議案書10ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書11ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号9、この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号9を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号に入ります。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権の設定を議題といたします。

それではまず、議案第4号受付番号17から受付番号40の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第4号受付番号17から受付番号40の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第4号受付番号17から受付番号19の案件につきましては、借り手が同じ方ですのでまとめて審議をします。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号17について、議案書12ページ上段をご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号18について、議案書12ページ下段をご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号19について、議案書13ページをご覧ください。内容については記載の

(事務局)

とおりでです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書14ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページ及び6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号17から受付番号19、この案件につきまして何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号17から受付番号19について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号20から受付番号22までの案件につきましては、同じく借り手が同じ方ですのでまとめて審議をします。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第4号受付番号20について、議案書15ページ上段をご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号21について、議案書15ページ下段をご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号22について、議案書16ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書について

(事務局)

は、議案書 17 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 7 ページ、8 ページ、9 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 4 号受付番号 20 から受付番号 22、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 4 号受付番号 20 から受付番号 22 について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第 4 号受付番号 23 から受付番号 26 の案件については、借り手が同じ方ですので、これもまとめて審議をします。事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第 4 号受付番号 23 について、議案書 18 ページ上段をご覧ください。

続きまして、議案第 4 号受付番号 24 について、議案書 18 ページ下段をご覧ください。

続きまして、議案第 4 号受付番号 25 について、議案書 19 ページ上段をご覧ください。貸し手については、議案書 20 ページの別紙をご覧ください。

最後に、議案第 4 号受付番号 26 について、議案書 19 ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第 18 条調書については、議案書 21 ページをご覧ください。

(事務局)

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ページ、11ページ、12ページをご覧ください。  
会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号23から受付番号26、この案件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号23から受付番号26について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

それでは、議案第4号受付番号27に入ります、受付番号27の案件について事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号27について、議案書22ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書23ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号27について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号27について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手

(会長)

をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第4号受付番号28の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号28について、議案書24ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書25ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の14ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号28、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号28について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第4号受付番号29から受付番号32の案件は、借り手が同じ方ですのでまとめて審議をします。まず事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号29について、議案書26ページ上段をご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号30について、議案書26ページ下段をご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号31について、議

(事務局)

案書 27 ページ上段をご覧ください。

続きまして、議案第 4 号受付番号 32 について、議案書 27 ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第 18 条調書については、議案書 28 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 15 ページ、16 ページ、17 ページ、18 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 4 号受付番号 29 から受付番号 32、これらの案件につきまして、何かご意見ご質問はございますか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 29 から受付番号 32 について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第 4 号受付番号 33 の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第 4 号受付番号 33 について、議案書 29 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第 18 条調書については、議案書 30 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 19 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号33につきまして、何かご意見ご質問等はございますか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号33について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号34から受付番号36の案件については、借り手が同じ方ですのでまとめて審議をします。まず事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号34について、議案書31ページ上段をご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号35について、議案書31ページ下段をご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号36について、議案書32ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書33ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の20ページ、21ページ、22ページ、23ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号34から受付番号36、これらの案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。



(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号34から受付番号36について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号37の案件について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号37について、議案書34ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書35ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の24ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号37、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号37について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第4号受付番号38の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号38について、議案書36ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書37ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の25ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号38について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号38について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号39の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号39について、議案書38ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書39ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の26ページ及び27ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号39について、ご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号39について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号40の案件について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号40について、議案書40ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書41ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の28ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号40、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号40について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号41から受付番号46の案件については、借り手が同じですのでまとめて審議をします。まず、現地調査の報告を調査委員か

(会長) らお願いをいたします。

(●●委員) 議案第4号受付番号41から受付番号46の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。  
本件該当地については、特に問題ないものと思われ  
ます。

(会長) 続きまして、議案第4号受付番号41から受付番号  
46、これらの案件について、事務局から説明を願  
います。

(事務局) 議案第4号受付番号41について、議案書42ペー  
ジ上段をご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号42について、議  
案書42ページ下段をご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号43について、議  
案書43ページ上段をご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号44について、議  
案書43ページ下段をご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号45について、議  
案書44ページ上段をご覧ください。

最後に、議案第4号受付番号46について、議案書  
44ページ下段をご覧ください。内容については記載の  
とおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況  
等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書について  
は、議案書45ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の  
29ページ、30ページ、31ページ、32ページ、  
33ページ、34ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第4号受付番号41から受付番号46、これら  
の案件につきまして、何かご意見ご質問はございませ

(会長)

んか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号41から受付番号46について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

本日予定をしておりました審議につきましては、これで終わりたいと思います。

報告案件が1件ございますので、報告第1号受付番号1、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、5条の届出案件につきまして事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第1号受付番号1について、議案書46ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の35ページをご覧ください。

本件につきましては、令和5年2月27日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、事務局から報告がございました、報告第1号受付番号1、この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

(会長)

それではこれで、本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後2時14分 終了 —————